

首長と教育委員会の関係に関する資料

【内容】

首長部局への事務の補助執行等の実施例

幼稚園及び保育所等に係る行政（窓口）の一本化の事例

私立学校に関する事務の教育委員会への補助執行の例

首長と教育委員の意見交換会の実施例

首長部局への事務の補助執行等の実施例

例1. 住民に対する各種の事務の窓口を一元化する場合

市町村合併に伴う行政区域の拡大に伴う場合など、行政サービスの窓口について住民の利便を図るため、首長部局(旧市町村の区域に置かれる支所等)の職員に事務を一元化している例。(例:岐阜県山県市ほか)

補助執行させる事務:

- ・学齢児童、学齢生徒に対する入学通知書の発行に関する事務
- ・体育施設、学校施設等の使用申請の受付、使用料徴収に関する事務

課題: 首長部局を經由し、教育委員会が把握するまで時間を要する。

例2. 専門性を要する事務の一元化を図る場合

教育委員会と首長部局の双方で、行政目的は異なるが同種の専門性を要する事務を行っている場合に、事務体制の簡素化等を図るため、首長部局の担当職員に事務を一元化している例。

補助執行等させる事務:

- ・学校施設等の設計・工事に関する事務 (例:茨城県総和町ほか)
- ・事務局職員の研修・衛生等に関する事務 (例:神奈川県大和市ほか)

課題:

- ・学校の設計に当たって必要な機能については、教育委員会において、学校からの要望の把握などを行うため、連絡に時間を要する。等

例3. 教育施設等を他の行政目的にも利用する場合

教育委員会所管の体育施設について、県外からの各種大会の誘致を目指すなど観光振興に寄与するため、総合的な施設としての整備を首長部局において執行している例。(例:沖縄県恩納村ほか)

首長部局で行う事務: 教育委員会の所管施設の整備等に関する事務

なお、管理は教育委員会で行っており、補助執行ではない。

幼稚園及び保育所等に係る行政(窓口)の一本化の事例

北海道稚内市(私立8園)

教育委員会の「こども課」で保育所と私立幼稚園の事務を所管。私立幼稚園が保育所業務に参入する「幼保一元化」により、保育所定員の増加を可能とし、併せて、就学前児童の養育環境を整備することを計画中。

群馬県太田市(私立16園)

保育所に関する事務を教育長に委任し、幼稚園に関する事務と保育所の所管を、教育委員会の「こども課」で一体的に行っている。

東京都小平市(私立15園)

保育所の事務と私立幼稚園の事務を、市長部局の「保育課」で所管している。「幼稚園アットホーム事業(預かり保育)」の空き情報を保育所の情報と一緒に提供したりしている。

静岡県掛川市(公立9園、私立4園)

平成14年度より、保育所に関する市長部局の事務を教育委員会に委任。幼保一体型施設である「乳幼児センターすこやか」の管理運営を含め、公私立の幼稚園と公私立の保育所の窓口を教育委員会の「幼児教育課」に統合している。

大阪府交野市(公立3園、私立6園)

幼稚園に関する事務と保育所の所管を、昭和48年から「幼児対策室」(教育委員会と市長部局の両方に所属)において所管している。幼稚園と保育所を年齢区分方式により運営。

兵庫県八千代町(公立1園)

幼児の教育、福祉の充実強化とその機会均等並びに幼児と地域とのふれあい交流を図る総合的な子育て支援の拠点とするため、幼稚園部、保育園部及び子育て相談部からなる「幼児ふれあい交流センター(キッズランドやちよ)」を設置(平成12年)し、教育委員会で所管している。

香川県直島町(公立1園)

幼稚園と保育所の共用化施設「直島幼児学園」を設置し、保育所の事務を教育委員会で所管している。

佐賀県佐賀市(公立1園、私立30園)

就学前教育の充実と少子化への対応の観点から、教育委員会に「こども課」を設置し、幼稚園、保育所のほか、子育て支援や母子福祉、児童虐待等に関する事務を所管している。

宮城県

地域の子育て支援施策の推進や保育所待機児童の解消、幼稚園と保育所の連携に関する総合窓口機能を強化するため、知事部局に「子育て支援室」を新設。(公立幼稚園に関する具体の事務は教育委員会で行う。)(平成16年度より)

和歌山県

知事部局に「幼保・少子化対策推進室」を設置。指導主事が教育委員会の職務と当室の職務を兼務し、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、幼保合築、併設等の総合調整に関する事務を行っている。

高知県

県教育委員会に「幼保支援課」を設置。「高知県幼児教育振興プログラム」に基づき、知事部局の健康福祉部、各市町村等との連携・協力をしながら、幼稚園・保育所、家庭、地域を支援することとしている。

私立学校に関する事務の教育委員会への補助執行の例

1. 教育委員会へ補助執行させている例

秋田県（～平成7年、平成14年度～）

公私立の担当の一元化により、県民に分かりやすい行政窓口を構築し、教育の一層の充実を図り、また、生徒指導・進路指導、社会問題等における迅速な対応を図る。

実際に、公立私立の人的交流や就職問題等への対応で連携が図られるなどのメリットが得られている。

7年度までで一旦首長部局へ事務を戻したが、教育行政のノウハウ等の活用の観点から、再度教育委員会へ補助執行。また、16年度からは、私立学校のほか、保育所に関する事務も補助執行。

長野県（平成16年度～）

幼稚園と保育所の所管の一元化等、就学前児童を中心にした子どもの教育及びそれに関連する施策を一元的に所管し、総合的な施策立案と事業実施を図る。

私立学校のほか、保育所に関する事務も補助執行

2. かつて補助執行させていたが、その後廃止した例

青森県（昭和36年度～平成12年度）

茨城県（昭和40年代～平成10年度）

岐阜県（昭和42年度～平成11年度）

かつて補助執行させていた理由

公私立の連携協力や、公私立間のバランスに配慮し、総合的な教育施策を展開すること、又は県民から分かりやすい行政体制とする。

補助執行を廃止した理由は、それぞれ以下の通り。

青森県：公私の責任体制を明確にすることにより、私学の独自性をより一層発揮できる体制とするため体制とする。

茨城県：生徒数減少期に当たり、公私立の役割分担を図る。

岐阜県：私学の独自性に基づく多様な教育の推進と、公立学校との「協働と競争」を図る。

首長と教育委員の意見交換会の実施例

1. 首長、議長等と教育委員長とで意見交換を行う例（岐阜県）

(岐阜県教育協議会)

概要： 教育委員会と行政機関の連携協力を進めるため、各機関の責任者により教育に関する重要事項を協議する。(平成12年7月設置)

構成： 知事、県議会議長、教育委員長（座長：なし）
(教育長が準委員として、人事委員会委員長・代表監査委員がオブザーバとして参加。)

実績： 年4回程度

(平成15年度)

- 第1回 教員の資質向上 等
- 第2回 海外における教育事情、少人数指導 等
- 第3回 地方分権と教育協議会の役割、
教員人事の基本方針 等
- 第4回 キャリア教育、脳科学と教育 等

2. 首長と教育委員とで意見交換を行う例（島根県）

(知事と教育委員会との意見交換会)

概要： 教育委員、知事がそれぞれの立場から教育について意見等を語り、議論を深め、教育行政の進展を図る。

構成： 知事、教育委員（座長：教育委員長）

実績： 毎年1月に開催

(平成15年度)

- ・高校総合体育大会の開催に向けた取組
- ・30人学級編制の取組状況、今後の在り方
- ・教員の不祥事への対策
- ・県立学校の再編成の方向性
- ・児童生徒の体力、健康教育

3. 首長と教育長等とで意見交換を行う例（三重県河芸町）

概要： 毎月、定期的に町内の部局長による会議を行い、事業予算や合併問題等について、意見交換を行うほか、適宜、首長と教育委員とで学校訪問を行い、教育予算、施設管理等について意見交換を行う。

構成： 町長、教育長、各部課長等

実績： 月2回以上、年間40回程度（平成14年度）